

消防学校概要



〔慰霊碑〕

〔全景〕

施設の概要 (敷地面積: 46,455㎡)

施設の名称	構造/階	延面積 (㎡)	主な設備	
			階	設備
管理教育棟	RC 3階	2,495.08	1階	展示ロビー、校長室、職員室、講堂等
			2階	普通教室、理化学実験室、救急実習室等
			3階	大教室、視聴覚室、小教室等
宿泊棟	RC 3階	3,311.44	1階	食堂、トレーニング室、浴室、面会室等
			2階	寮室(女子4室、男子9室)、多目的室等
			3階	寮室(男子18室)、談話室等
主訓練塔	SRC 8階	897.02	耐熱耐煙訓練室、火災室、迷路避難室等	
第1補助塔	RC 6階	446.88	救助ロープ訓練施設、コンプレッサ室等	
第2補助塔	RC 2階	65.10	救助ロープ訓練施設、倉庫等	
建物火災消火訓練(AFT)施設	RC 2階	92.50	訓練室、機械室等	
屋内訓練場	S造平屋	1,963.27	(一部2階)訓練場(救助訓練設備)、倉庫等	
水難救助訓練施設	ステンレス製	25m×15m	水深1.3m~1.6m、5m	
その他の施設: 消火設備訓練施設、危険物消火訓練施設、サネットトレーニング施設、水防倉庫、水防訓練用堰堤、車庫、がれき救助訓練施設				



校訓

規律

忍耐

信頼

創造

交通案内

- JRをご利用の場合
JR関西線河曲(かわの)駅から
鈴鹿市西部地域コミュニティバス「庄内・神戸」線(5分)「石薬師高校」バス停下車徒歩5分
- 近鉄をご利用の場合
☆近鉄鈴鹿市駅から
鈴鹿市西部地域コミュニティバス「庄内・神戸」線(10分)「石薬師高校」バス停下車徒歩5分
☆近鉄四日市駅から
三交バス「平田町駅」行き「佐佐木信綱記念館」バス停下車徒歩5分
- 車をご利用の場合
東名阪自動車道「鈴鹿IC」から15分・「亀山IC」から25分

三重県消防学校

三重県鈴鹿市石薬師町452番地(〒513-0012)
TEL 059-374-1821 FAX 059-374-4232
e-mail:shobos@pref.mie.lg.jp http://www.pref.mie.lg.jp/SHOBOS/HP

三重県消防学校校歌
(希望あらたに)
みずの穂 作詞
和田直 作曲

一、空に舞う桜ふぶき
山脈はるかあおく学舎
より高く理想をかかげ
より深く知識を学ぶ
ああ三重県消防学校
今今希望あらたに

二、朝夕にはずむ点呼
明日に刻む夢と信頼
より競い身体をきたえ
より励み技術をみがく
ああ三重県消防学校
今今心あらたに

三、肌をさす鈴鹿おろし
使命に燃えて果立つ学舎
より早く災い防ぎ
より強く郷土を守る
ああ三重県消防学校
今今決意あらたに

三重県消防学校は、農業経営研修所として建築され、その後、高等看護学院として使用されていた建物等を昭和53年に転用し、消防職員及び消防団員等の教育訓練の場として活用してきました。

しかし、建物も老朽化し、また、消防業務の高度化、専門化が顕著になり、さらには女性消防団員等の教育訓練機能などへの対応が求められるなか、その要請に応えるため、平成5年に新たな施設を建設、平成9年より供用開始しました。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の貴重な教訓を踏まえ、様々な災害から住民の尊い生命や財産を守る消防職員には、従前にも増して迅速・的確・果敢な行動能力が求められ、また、消防団員には、地域に密着したきめ細かな消防防災活動が要請されています。

今後も、より実践的な教育訓練を通じて、消防団員等の一層の資質の向上を図り、消防防災体制の強化を目指します。

○ 学校の沿革

昭和29年4月	消防団員幹部教養訓練を三重県消防協会が主催し、伊勢市で開催
昭和31年7月	三重県消防訓練所規程制定
昭和35年2月	「三重県消防学校」に名称変更（三重県規則第6号）
昭和43年4月	津市栄町 三重県合同ビル内に消防学校を開設
昭和53年4月	鈴鹿市石薬師町452番地（現在地）に移転開校 （鈴鹿高等看護学院の建物等を改造使用）
平成5年～9年	全面建て替え整備、供用開始
平成12年1月	建物火災消火訓練施設（AFT）整備
平成14年2月	ISO9001認証登録取得
平成22年3月	ガレキ救助訓練施設整備
平成25年10月	ISO9001認証登録取下げ

○ 教育の内容

＜教育基本方針＞

消防職員及び消防団員等に対し、消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技術の習得、体力・気力の養成、規律の保持及び協同精神の涵養を図り、もって校正明朗かつ能率的に職務を遂行しうるための資質と能力の啓発を図る。

＜教育訓練の方針＞

教育訓練の目的を達成するため、教育内容の充実と、次に掲げる教育理念の実践に努める。

- (1) 消防の本質と、消防の責務及び基本理念を正しく認識させる。
- (2) 消防活動に必要な規律、節度を養成する。
- (3) 公正明朗な品性と良識を養成する。
- (4) 強靱な体力、気力の練成と敏活な行動力を養成する。
- (5) 社会情勢の変化に即応できる高度な知識と技術を養成する。
- (6) 寮生活を通じ、消防人としての人格形成、集団行動の重要性を体得させる。

＜教育訓練の種類＞

1 消防職員に対する教育訓練

- (1) 初任教育 (2) 専科教育 (3) 幹部教育 (4) 特別教育



〔初任科〕 総合査閲 渡過訓練



〔初任科〕 訓練礼式



〔初任科〕 卒業式



〔はしご自動車講習〕



〔水難救助課程〕



〔救助科救助課程〕

2 消防団員に対する教育訓練

- (1) 普通教育 (2) 幹部教育 (3) 特別教育

〔消防団員〕



3 一般その他教育

- (1) 自衛消防隊員教育 (2) 少年クラブ員教育
(3) 県消防防災事務担当者教育 (4) 県新規採用職員防災研修
(5) その他教育

〔少年クラブ員等〕

